附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中ボイラー及び圧力容器安全規則第百二条、第百三条及び第百十一条の改正規定並びに第二条中労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十一条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第二条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の二の四十四の二第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　新登録省令第一条の十二第一項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項において「旧登録省令」という。）に定める様式による申請書は、新登録省令に定める相当様式による申請書とみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧登録省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７３号

福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅２－４－12－５

債務者　伊藤眞智子

1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　早崎　智久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号

静岡県浜松市東区天王町345番地の２、前住所静岡県磐田市豊浜中野655番地１メゾンファミーユⅡ－Ｄ号室

債務者　鹿島　文夫

1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号

静岡県伊豆の国市原木565－６、住民票上の住所千葉県市原市ちはら台東４丁目６番地24（前住所）神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目１番１号　ファースト・アヴェニュー611

債務者　大手　逸人

1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髙木　　登

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１８号

愛知県碧南市入船町６丁目51番地１、前住所愛知県碧南市日進町３丁目39番地

債務者　比嘉眞知子

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後３時20分

5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号

愛知県知多郡武豊町字長尾山49－１　長尾山ビル２階東、住民票上の住所愛知県碧南市金山町２丁目１番地９

債務者　國井　邦夫

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三宅　大輝

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７号

岩手県久慈市天神堂第34地割11番地１

債務者　中野　明子

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡辺　正和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１６７号

盛岡市山岸４丁目２番１号

債務者　石川　義孝

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　　耕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後３時

5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０３３号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字古流作１番地の29　ビラ泉101号

債務者　尾方　明美

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塩見　　明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後２時10分

5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８７号

名古屋市南区弥次ヱ町４丁目８番地　宝マンション笠寺南605号

債務者　鉄板台所ななほしこと中山智之こと
宋　　信鎬

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野村　朋加

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２１号

埼玉県上尾市愛宕１丁目６番６号　パールハイツ102、住民票上の住所埼玉県上尾市本町２丁目７番26号

債務者　神戸登美江

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柳沢　里美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３０号

広島県安芸高田市吉田町常友625－３、住民票上の住所大阪府八尾市都塚１丁目67番地

債務者　中尾　秀基

1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係